る規則をここに公布する。 奈良県指定特定非営利活動法人の 指定の手続等に関する条例施行規則 の一部を改正す

令和三年三月三十日

奈良県. 知事 荒 井 正 吾

奈良県規則第三十六号

奈良県指定特定非営利活動法人の 正する規則 指定の手続等に関する条例施行規 則 \mathcal{O} --- 部 を改

三月奈良県規則第九十八号) 奈良県指定特定非営利活動法 0) 人の 一部を次のように改正する。 指定 \mathcal{O} 手続等に関する条例施行規則 (平成二十五

第四条に次の一号を加える。

休眠預金等交付金関係助成金 (条例第四条第 項第二号ア(2)に規定する休 眠 預金

等交付金関係助成金をいう。 以下同じ。

第五条中「受入寄附金総額」 \mathcal{O} 下に 「から休眠預金等交付金関係助成 金 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 総額を

控除した金額」 を加える。

第六条に次の 一号を加える。

兀 休眠預金等交付金関係助 成金 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 総額

号様式から第三号様式まで \mathcal{O} 規定中「代患者氏名

⑤」を 「代表者氏名

に改める。

第四号様式中 「第28条関係」 を 「第30条関係」 に、 「代表者氏名

要 「代表者氏名

に改め

附 則

(施行期日)

1 この規則は、 公布の 日から施行する。

(経過措置)

2 九号。 定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例 例施行規則第四条から第六条までの規定は、 ついて適用 ては、 この 以下 規則による改正後の奈良県指定特定非営利活動法人の指定 なお従前 「条例」 同日 \mathcal{O} という。 前に 例による。 条例第三条第一 第三条第一項又は第九条第一 項又は第九条第一 この規則 (平成二十五年三月奈良県条例第六十 の施行 項 $\hat{\mathcal{O}}$ 項 の日以後に奈良県指定特 申 \hat{O} 申出 出 の手続等に関する条 が あ が あ 0 た場合につ った場合に